

「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の 実態把握に関する研究」調査結果報告

研究代表者 山縣 然太郎（山梨大学大学院 総合研究部 医学域 社会医学講座）
研究分担者 田宮 菜奈子（筑波大学 医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野）
研究分担者 武藤 香織（東京大学医科学研究所 公共政策研究分野）
研究分担者 篠原 亮次（健康科学大学 健康科学部 理学療法学科 公衆衛生・疫学分野）
研究協力者 橋本 有生（早稲田大学法学学術院）
研究協力者 齋藤 祐次郎（齋藤祐次郎法律事務所）
研究協力者 秋山 有佳（山梨大学大学院 総合研究部 医学域 社会医学講座）
研究協力者 山崎 さやか（健康科学大学 看護学部 看護学科）

本調査は、医療機関が成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の内容、医療機関職員の制度理解の状況といった実態把握を行うことを目的とした。

調査対象は、全国の調査対象医療機関に所属する院長、医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、事務職である。調査方法は、質問紙調査を実施した。医療機関毎の配布枚数は、各種病院（4,602 箇所）へは成年後見人に関する調査票 6 枚と身元保証人に関する調査票 1 枚、一方、有床および無床診療所（1,500 箇所）へは成年後見人に関する調査票 1 枚と身元保証人に関する調査票 1 枚を配布した。また成年後見人へ医療行為の同意を求めたケースの詳細な実態把握および身元保証人を求めるようになった経緯や身元保証人に求める役割についての詳細な実態把握を行うため、質問紙調査に回答した個人へヒアリング調査を実施した。

成年後見人に関する調査結果から、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応についての規定や手順書がない医療機関が多く、規定のない中で個別の対応を求められている現状がうかがえた。医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応では「医療行為の同意」に苦慮しており、医療行為の同意を、成年後見人に求めている現状もうかがえた。加えて、医療機関の種類によって、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応について規定や手順書の有無、成年後見制度を利用している患者を担当した経験、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応における困りごと等が異なることが示唆された。一方、身元保証人に関する調査結果からは、多くの医療機関において、入院時に身元保証人等を求めることは慣習として広まっており、身元保証人等は医療費の支払いから日常の世話までを網羅する家族と同様の役割を求められていることがうかがえた。身元保証人等がないことが入院を拒否する正当な理由に該当しないことが認識されていない医療機関がある可能性も示唆されたため、身元保証人等が得られない場合の入院がどのようなプロセスを経て、入院に至っているのか、また入院を拒否するプロセスについてのヒアリング調査が今後望まれる。身元保証等高齢者サポートについては、医療機関の規模や機能によって活用している身元保証等高齢者サポート事業の提供者や、利用サービス内容に差異がある可能性が示唆されたため、医療機関の規模別、機能別にどのような差異があるのかを詳細に調査をし、現状サービスの活用部分と不足部分を整理していく必要がある。

A. 目的

現在、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられ、内閣府においても、その利用促進が図られている。しかし、その利用者数は認知症高齢者等の数と比して著しく少ないことや第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあり、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いと指摘されていることから、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定された。また、平成 29 年 1 月に内閣府・消費者委員会の「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」では、病院等が身元保証人等に求める種々の役割を分析分類し、必要に応じて病院等や都道府県等に対応指針を示すなどの適切な措置を講じること等が求められている。

本調査は、当該基本計画及び当該建議を踏まえ、医療機関が成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の内容、医療機関職員の制度理解の状況といった実態把握を行うことを研究の目的とした。

B. 方法

1. 研究内容

- (1) 医療機関が成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の実態、医療機関職員の制度理解の状況といった実態把握を行うため、病院団体の会員病院等を対象とした質問紙調査およびヒアリング調査を実施した。
- (2) 医療に係る意思決定が困難な者への支援に関する課題を抽出した。

2. 対象者

調査対象医療機関に所属する院長、医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、事務職を対象とした。

3. 調査実施期間

平成 29 年 9 月～3 月

4. 質問紙調査

日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会から、無作為抽出をした 4,602 病院と、地方厚生局医療機関一覧表届出受理医療機関名簿（2017 年 4 月 1 日現在）から無作為抽出した有床診療所 500 施設、無床診療所 1,000 施設、合計 6,102 施設へ以下の内容物を郵送にて送付した。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">①成年後見人に関する調査票②身元保証人に関する調査票③依頼状④調査票の実施について⑤調査票返信用封筒 |
|--|

医師、看護師、医療ソーシャルワーカーまたは事務職それぞれ 2 名の計 6 名に調査票を配布した。病院への身元保証人に関する調査票は、病院長または事務職 1 名へ調査票を配布した。また、有床および無床診療所への成年後見人に関する調査票は、院長 1 名へ配布した。診療所への身元保証人に関する調査票は、院長または事務職 1 名へ配布した。

医療機関毎の配布枚数は、各種病院（4,602 箇所）へは成年後見人に関する調査票 6 枚と身元保証人に関する調査票 1 枚、一方、有床および無床診療所（1,500 箇所）へは成年後見人に関する調査票 1 枚と身元保証人に関する調査票 1 枚を配布した。

合計配布枚数は、成年後見人に関する調査用

質問票は 29,112 枚、身元保証人に関する調査用質問票は 6,102 枚となった（図 1）。

5. ヒアリング調査の実施

成年後見人へ医療行為の同意を求めたケースの詳細な実態把握および身元保証人を求めるようになった経緯や身元保証人に求める役割についての詳細な実態把握を行うため、質問紙調査に回答した個人へヒアリング調査を実施した。医療行為の同意を求めた経験があり、成年後見人および身元保証人に関するヒアリング協力の意志があると回答した医療機関に所属する対象者を抽出した。

調査票に回答した対象者で、成年後見制度を利用している患者を担当し、かつ成年後見人に成年後見人に関するヒアリング調査の医療機関および対象者（表 1）は、医師 4 名、看護師 1 名、医療ソーシャルワーカー 3 名であった。身元保証人に関するヒアリング調査の対象は、医師 3 名、医療ソーシャルワーカー 1 名、事務職 3 名であった。ヒアリング調査は平成 30 年 1 月から 2 月に実施した（図 1）。

C. 結果

1. 調査票の回収率

調査票の回収率を表 2 と表 3 に示す。

2. 質問票に関する調査結果

集計結果を次の 1～5 に示す。

1. 成年後見人に関する調査結果（個人集計）
結果資料：P49～67
2. 成年後見人に関する調査結果（医療機関種別ごとのグループ集計）
結果資料：P68～104
3. 成年後見人に関する調査結果（医療機関ごとの集計）
結果資料：P105～113
4. 身元保証人に関する調査結果（医療機関ごとの集計）
結果資料：P114～125
5. 身元保証人に関する調査結果（医療機関種別ごとのグループ集計）
結果資料：P126～139
6. ヒアリング調査結果（成年後見人および身元保証人に関する調査）
結果資料：P140～141

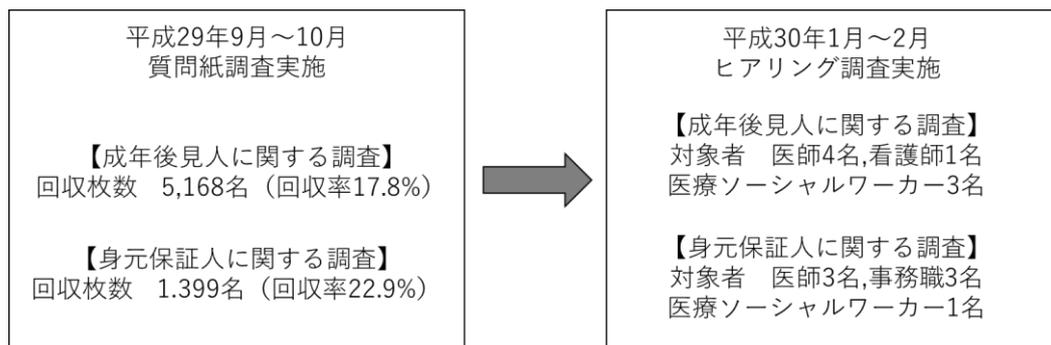


図 1 調査スケジュール

表1 ヒアリング調査訪問施設

	都道府県	医療機関種別	病床数	ヒアリング対象者の職種	
				成年後見人に関する調査	身元保証人に関する調査
1	北海道	療養病床を有する病院	100-300床	MSW	MSW
2	神奈川県	精神科病院	50-100床	医師	医師
3	山梨県	一般診療所	無床	医師	医師
4	愛知県	療養病床を有する病院	100-300床	医師	事務職
5	三重県	一般診療所	無床	医師	医師
6	愛媛県	地域医療支援病院	500床以上	MSW	事務職
7	福岡県	地域医療支援病院	300-500床	MSW・看護師	事務職

表2 質問票配布数および回収率

	配布枚数	回収枚数	回収率 (%)	無効回答	有効回答
成年後見人に関する調査	29,112	5,168	17.8	87	5,081
身元保証人に関する調査	6,102	1,399	22.9	108	1,291

表3 質問票配布数および回収率(施設ごと)

	配布施設	回収施設	回収率 (%)
成年後見人に関する調査	6,102	1,406	23.0
身元保証人に関する調査	6,102	1,399	22.9

3. 研究結果の概要

(1) 成年後見人に関する調査 (個人集計)

所属する医療機関において、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応についての規定や手順書がないと答えた回答者が5割超

- ・51.3%の回答者が「規定や手順書はない」と回答している。次いで「知らない」が23.8%、「規定や手順書がある」と答えた回答者の割合は19.3%にとどまった。

医療従事者であっても成年後見制度の詳細について理解が不足している可能性

- ・成年後見制度という言葉聞いたことがある回答者は95.5%と大多数を占めるが、成年後見制度の詳細に関する質問では、任意後見人と法定後見人の違いや成年被後見人の対象などを知らないとする回答者が約半数を占めていた。
- ・「医療行為の同意」を、成年後見人の職務内容と答えた回答者は、40.9%を占めていた。

成年後見制度を利用している患者を担当したことがある回答者が5割

- ・50.1%の回答者が「成年後見制度を利用している患者を担当したことがある」と回答した。また、成年後見制度を利用した場面において、成年後見人に医療行為の同意を求めたことがある回答者が2割を超えていた。
- ・成年後見人に同意を求めた医療行為の内容については、「終末期にかかわる治療」が45.1%と最も高い割合を占めていた。

医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応で困ることは「医療行為の同意」

- ・医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応で困った場面は「医療行為の同意」が52.1%と最も高く、一方32.1%の回答者が「困ったことはない」と回答した。

医療にかかわる意思決定が困難な患者の医療行為の最終決定プロセスは「カンファレンスに諮る」

- ・「医療にかかわる意思決定が困難な患者の医療行為の最終決定に際し経たプロセス」は、「カンファレンスに諮った」が39.9%と最も多く、次いで「特に諮ってない」が34.3%であった。

成年後見人に医療行為の意思決定の支援をしてもらった事例は約2割

- ・79.0%の回答者が「成年後見人に意思決定の支援をしてもらった事例がない」と回答し、17.7%の回答者が「事例がある」と回答した。

意思決定が困難な患者に対して適切な医療が提供できるようにするために「行政・関係団体によるガイドライン作成」への要望

- ・医療従事者が求める意思決定が困難な患者に対して適切な医療が提供できるようにするために必要だと考える対応は、「行政・関係団体がガイドラインを作成する」が72.8%と最も高かった。

(2) 成年後見人に関する調査（病院種別ごとのグループ集計）

「規定や手順書がある」と答えた回答者の割合が「規定や手順書がない」を上回ったのは「特定機能病院」のみ

- ・「規定や手順書がある」と答えた回答者の割合が「規定や手順書がない」を上回ったのは「特定機能病院」のみであり、「規定や手順書がある」（35.1%）と「規定や手順書がない」（32.5%）の割合の差もわずか2.6ポイントであった。
- ・「一般病院」、「療養病床を有する病院」、「精神科病院」、「地域医療支援病院」、「一般診療所」においては、「規定や手順書がない」と答えた回答者の割合が最も高かった。

成年後見制度についての理解の程度は、医療機関の種別によって異なる

- ・「任意後見人と法定後見人との違い」や、「成年被後見人となり得る対象者」については、一般診療所を除くその他の医療機関においては半数以上がどちらも「知っている」と答えているが、一般診療所では「成年被後見人となり得る対象者」については半数以上が「知っている」と答えているものの、「任意後見人と法定後見人の違い」について「知っている」と答えた回答者は26.4%に留まっており、その他の医療機関と比べて大きな開きがあった。

成年後見人に同意を求めたことのある医療行為は、医療機関の種別ごとに異なる

- ・成年後見人に医療行為の同意を求めた具体的なケースは、「精神科病院」では「予防接種」と答えた回答者の割合が47.9%と最も高く、「特定機能病院」では「侵襲を伴う検査」、「終末期にかかわる治療」と答えた回答者の割合がそれぞれ43.8%と最も高く、「地域医療支援病院」においては「侵襲を

伴う治療」と答えた回答者の割合が52.8%と最も高かった。その他の医療機関では「終末期にかかわる治療」と答えた回答者の割合が最も高かった。

医療にかかわる意思決定が困難な患者の対応について、病院においては「医療行為の同意」で困る場面が多い

- ・医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応で困った場面については、「一般診療所」では「困ったことはない」と答えた回答者の割合が63.9%と最も高いが、その他の医療機関では「医療行為の同意」と答えた回答者の割合が最も高かった。

医療にかかわる意思決定が困難な患者の医療行為の最終決定プロセスは、医療機関種別ごとに異なる

- ・最終決定に際し、どのようなプロセスを経たかについては、「一般診療所」では「特に諮ってない」と答えた回答者の割合が61.5%を占めていた。「一般病院」、「療養病床を有する病院」、「精神科病院」では「カンファレンスに諮った」と答えた回答者が約3割から4割を占めていた。「カンファレンスに諮った」と答えた回答者が、「特定機能病院」で6割、「地域医療支援病院」では5割を占め、他の医療機関と比べて特に高い割合であった。また、「精神科病院」では「病院長に諮った」と回答した割合が18.5%と他の医療機関と比べて高い割合であった。

いずれの医療機関においても、医療行為の意思決定の支援に成年後見人が参与することが少ない

- ・いずれの医療機関においても「成年後見人に意思決定の支援をしてもらった事例がない」と答えた回答者の割合が高かった。

意思決定が困難な患者に対して適切な医療が提供できるようにするために必要な対応についての要望は、医療機関の種別ごとに異なる

- ・意思決定が困難な患者に対して適切な医療が提供できるようにするために必要だと考える対応は、いずれの医療機関においても、「行政・関係団体がガイドラインを作成する」と答えた回答者が最も高い割合を占めた。「特定機能病院」と「地域医療支援病院」では「医療機関毎に対応方針やルール作りを行う」と答えた回答者が約5割と続いていた。その他の医療機関では、「医療行為の同意を代行できる人を選任する」と答えた回答者が4割から5割を占めていた。

(3) 身元保証人に関する調査（医療機関ごとの集計）

入院時に身元保証人等を求めている医療機関が6割超

- ・65.0%の医療機関が「入院時に身元保証人等を求めている」と回答していた。「入院時に身元保証人等を求めない」と回答した医療機関は23.9%にとどまった。

身元保証人等に求める役割は「入院費の支払い」、「緊急の連絡先」、「債務の保証」

- ・身元保証人等に求める役割は、「入院費の支払い」と答えた医療機関が87.8%と最も高く、次いで「緊急の連絡先」が84.9%、「債務の保証」が81.0%と続いていた。

身元保証人等を得られない場合に入院を認めない医療機関が1割弱

- ・入院にあたり身元保証人等が得られそうにない場合の対応については、75.7%の医療機関が「得られなくとも入院を認めている」と回答した。一方、「入院を認めない」と答えた医療機関は8.2%の割合を占めていた。

身元保証等高齢者サポート事業の活用を検討した場合は、実際に利用するケースが約6割

- ・身元保証人等が得られそうにない場合の対応として、「身元保証等高齢者サポート事業の検討・活用」を選択した医療機関のうち、実際にサービスを利用したと回答した医療機関は66.7%を占めていた。

身元保証等高齢者サポート事業が提供するサービスで利用したのは、「入院時の身元保証」

- ・身元保証等高齢者サポート事業を活用した医療機関が利用したことのあるサービスは、「入院時の身元保証」が68.3%と最も高かった。

身元保証等高齢者サポート事業において望まれていることは、決定までの時間の長さや緊急時の対応、サービス料金面での改善

- ・今後、必要と思われるサービスについては、自由記載の意見から、安価で利用できるサービスが挙げられていた。

(4) 身元保証人に関する調査（病院種別ごとのグループ集計）

入院時に身元保証人等を求めていることは、病院の種別によって大きな差異がない

- ・「一般病院」、「療養病床を有する病院」、「精神科病院」、「地域医療支援病院」は、「入院時に身元保証人等を求めている」と回答した医療機関が約9割前後を占めた。

入院にあたり身元保証人等が得られそうにない場合に「入院を認めない」一般診療所が2割超

- ・入院にあたり身元保証人等が得られそうにない場合の対応については、「一般診療所」では「入院を認めない」が23.3%と、他の医療機関と比べて高い割合を占めていた。

身元保証人等が得られない患者への対応の規定や手順書の有無は、医療機関種別ごとに異なる

・身元保証人等が得られない患者への対応の規定や手順書については、「規定や手順書がある」と回答した医療機関は、「特定機能病院」で26.7%と最も高く、次いで「地域医療支援病院」が18.6%と続いていた。「規定や手順書がない」と答えた医療機関は、「一般診療所」で83.9%と最も高く、次いで「療養病床を有する病院」が78.2%と続いていた。

医療機関の規模や機能によって活用している身元保証等高齢者サポート事業の提供者や、利用サービス内容に差異がある

・「一般病院」、「療養病床を有する病院」、「精神科病院」では身元保証等高齢者サポート事業を活用している割合が高く、「特定機能病院」や「地域医療支援病院」、「一般診療所」では身元保証等高齢者サポート事業の活用が少なかった。

C. 考察

「成年後見人に関する調査」および「身元保証人に関する調査」に関して結果の分析を行い、新たな課題を明らかにすることで、平成30年度以降の次期計画に資することを目的とし、平成29年度の研究班による検討会議、調査方法、分析結果、残された課題、各医療機関への結果送付の方法や実作業の状況など平成29年度の研究終了までのプロセスに関する経過報告を行った。今後も引き続き、課題の検討とそれに必要な分析結果や統計情報等の提供を実施する。さらに次年度計画に向けた、病院規模ごとのモデル事業を明確にしていく予定である。

また、質問紙調査およびヒアリング調査に関して、成年後見人に関する事項では、医療にか

かわる意思決定が困難な患者への対応についての規定や手順書がない医療機関が多く、規定のない中で個別の対応を求められている現状がうかがえた。医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応では「医療行為の同意」に苦慮しており、医療行為の同意を、成年後見人に求めている現状もうかがえた。今後、成年後見人は身上監護の点から、医療行為の意思決定の支援に参加してもらうことが望まれる。そのためには、成年後見制度の理解の促進やアドバンス・ケア・プランニングの推進が重要である。加えて、医療機関の種別によって、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応について規定や手順書の有無、成年後見制度を利用している患者を担当した経験、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応における困りごと等が異なることが示唆された。医療機関によって環境要因や人的要因が大きく異なることを考慮して、医療機関規模別、機能別に好事例の調査を実施し、それぞれのモデル事例を周知することが望まれる。

一方、身元保証人に関する事項では、多くの医療機関において、入院時に身元保証人等を求めることは慣習として広まっており、身元保証人等は医療費の支払いから日常の世話までを網羅する家族と同様の役割を求められていることがうかがえた。身元保証人等がないことが入院を拒否する正当な理由に該当しないことが認識されていない医療機関が存在する可能性も示唆されたため、身元保証人等が得られない場合の入院がどのようなプロセスを経て、入院に至っているのか、また入院を拒否するプロセスについてのヒアリング調査が望まれる。身元保証等高齢者サポート事業については、医療機関の規模や機能によって活用している身元保証等高齢者サポート事業の提供者や、利用サービス内容に差異がある可能性が示唆され

たため、医療機関の規模別、機能別にどのような差異があるのかを詳細に調査をし、現状のサービスで活用されている部分と不足している部分を整理していく必要がある。

D. 結論

1. 成年後見人に関する調査（個人集計）

○所属する医療機関において、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応についての規定や手順書がないと答えた回答者が5割を超えていた。

○医療従事者であっても成年後見制度の詳細について理解が不足している可能性がある。

○直近1年間で成年後見制度を利用している患者を担当したことのある回答者は5割であった。

○医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応で困ることは「医療行為の同意」が多かった。

○医療にかかわる意思決定が困難な患者の医療行為の最終決定プロセスは「カンファレンスに諮る」が多かった。

○成年後見人に医療行為の意思決定の支援をしてもらった事例は約2割であった。

○意思決定が困難な患者に対して適切な医療が提供できるようにするために「行政・関係団体によるガイドライン作成」への要望が多かった。

2. 成年後見人に関する調査（病院種別ごとのグループ集計）

○「規定や手順書がある」と答えた回答者の割合が「規定や手順書がない」を上回ったのは「特定機能病院」のみであった。

○成年後見制度についての理解の程度は、医療機関の種別によって異なっていた。

○成年後見人に同意を求めたことのある医療

行為は、医療機関の種別ごとに異なっていた。
○医療にかかわる意思決定が困難な患者の対応について、病院においては「医療行為の同意」で困る場面が多かった。

○医療にかかわる意思決定が困難な患者の医療行為の最終決定プロセスは、医療機関種別ごとに異なっていた。

○いずれの医療機関においても、医療行為の意思決定の支援に成年後見人が参与することが少なかった。

○意思決定が困難な患者に対して適切な医療が提供できるようにするために必要な対応についての要望は、医療機関の種別ごとに異なっていた。

3. 身元保証人に関する調査（医療機関ごとの集計）

○入院時に身元保証人等を求めている医療機関が6割超であった。

○身元保証人等に求める役割は「入院費の支払い」、「緊急の連絡先」、「債務の保証」が多かった。

○身元保証人等を得られない場合に入院を認めない医療機関は約1割であった。

○身元保証等高齢者サポート事業の活用を検討した場合は、実際に利用するケースが約6割であった。

○身元保証等高齢者サポート事業が提供するサービスで多く利用されていたものは、「入院時の身元保証」であった。

○身元保証等高齢者サポート事業において望まれていることは、決定までの時間の長さや緊急時の対応、サービス料金面での改善という意見が多かった

4. 身元保証人に関する調査（病院種別ごとのグループ集計）

○入院時に身元保証人等を求めていることは、病院の種別によって大きな差異がなかった。

○入院にあたり身元保証人等が得られそうにない場合に、「入院を認めない」一般診療所が2割超であった。

○身元保証人等が得られない患者への対応の規定や手順書の有無は、医療機関種別ごとに異なっていた。

○医療機関の規模や機能によって活用している身元保証等高齢者サポート事業の提供者や、利用サービス内容に差異があった。

E. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

F. 知的財産権の出願・登録状況

なし